

大和市告示第 2 0 4 号

大和市文化創造拠点名誉館長の称号に関する要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 1 0 月 3 日

大和市長 大 木 哲

大和市文化創造拠点名誉館長の称号に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大和市文化創造拠点の充実及び発展を図るため、文化創造拠点名誉館長の称号に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与)

第 2 条 市長は、大和市出身者又は大和市にゆかりのある者であって、人格識見に優れたものに対し、文化創造拠点名誉館長の称号を授与することができる。

(活動)

第 3 条 前条の規定により称号を授与された者（以下「名誉館長」という。）は、次に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 文化創造拠点の運営に関して協力すること。
- (2) 文化創造拠点に関する行事、式典等に参加すること。
- (3) その他市長が必要と認める活動

(称号の取消し)

第 4 条 市長は、名誉館長が次の各号のいずれかに該当するときは、当該称号を取り消すことができる。

- (1) 市の名誉又は信用を害する行為があったとき。
- (2) 本人から称号を返上する旨の申出があったとき。
- (3) その他市長が名誉館長として適当でないと認めたとき。

(謝礼)

第 5 条 市長は、名誉館長が大和市の実施する事業等に参加したときは、当該事業等の内容に応じた謝礼を予算の範囲内において支給することができる。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。